

生活保護費不正支出事件等にかかる 職員の懲戒処分等について

標記について、下記のとおり懲戒処分等を行いましたので、公表いたします。

1. 事案名称

- 事案1 生活保護費事務処理懈怠事案
 - 事案2 生活保護費不適正処理事案
 - 事案3 生活保護費不正支出事件
 - 事案4 生活保護費不適正処理事案
 - 事案5 収入認定に係る不適正処理事案
- ※事案概要は別添資料のとおり

2. 処分日

平成26年3月26日

3. 被処分者及び処分の内容等

- ①市長公室広報広聴課 主査 45歳 男
 - 処分量定【停職6箇月】
 - ・事案1：(事務懈怠、返還金不適正処理)
 - ・事案4：(事務懈怠、私文書偽造)

- ②市民生活部市民窓口課 再任用職員 副主査 62歳 男
 - 処分量定【停職3箇月】※同日に退職承認。
 - ・事案1：(事務懈怠、管理監督不適正)
 - ・事案2：(事務懈怠、管理監督不適正)
 - ・事案3：(事務懈怠、管理監督不適正)
 - ・事案4：(事務懈怠、管理監督不適正)

- ③健康増進部介護高齢課 主幹 55歳 男
 - 処分量定【停職1箇月】
 - ・事案1：(管理監督不適正)
 - ・事案2：(返還金不適正処理)
 - ・事案3：(管理監督不適正、システム権限譲渡、立替)
 - ・事案4：(管理監督不適正)
 - ・事案5：(管理監督不適正)

④地域福祉部生活福祉課 主幹 59歳 男

○処分量定【減給10分の1、2箇月】

- ・事案1：(管理監督不適正)
- ・事案4：(事務懈怠)
- ・事案5：(管理監督不適正)

⑤地域福祉部生活福祉課 主幹 58歳 女

○処分量定【減給10分の1、2箇月】

- ・事案1：(管理監督不適正)
- ・事案3：(事務懈怠、管理監督不適正)
- ・事案4：(事務懈怠、管理監督不適正)
- ・事案5：(管理監督不適正)

⑥地域福祉部生活福祉課 主幹 58歳 男

○処分量定【減給10分の1、1箇月】

- ・事案1：(管理監督不適正)
- ・事案2：(返還金不適正処理)
- ・事案4：(管理監督不適正)

⑦地域福祉部生活福祉課 主査 45歳 男

○処分量定【減給10分の1、1箇月】

- ・事案5：(事務懈怠)

4. その他

- ・訓告 1人
- ・文書嚴重注意 15人

[問い合わせ]

河内長野市役所 電話：0721-53-1111

職員の懲戒処分等について 人事課

各事案の内容について 生活福祉課

別添資料

< 事案の概要 >

【事案1】生活保護費事務処理懈怠事案

平成13年4月～平成24年3月の間、生活保護業務を担当していた職員（広報広聴課主査、45歳、男）が、異動直前に担当していた156件のケースのうち、平成17年4月ごろ～平成24年3月の間、120件のケース記録を整理していなかった。

また、平成18年7月～平成24年3月の間、未整理のケース記録のうち6件について、被保護者の収入認定等を怠るなど適正な事務処理を欠いたことにより、生活保護費計約250万円の過支給を生じさせていた。

さらに、年金を遡及受給した被保護者4人から、平成21年5月～平成23年4月に生活保護費等の返還用にと預かった1千168万4千727円の現金のうち、1千026万4千307円については返還請求手続き等を怠り、不適正に生活福祉課長名義の普通預金口座及び現金のまま保管していた。

【事案2】生活保護費不適正処理事案

生活保護業務において、生活保護業務を担当していた職員（生活福祉課主幹、58歳、男）が返還決定を行い、徴収していた返還金について、正式な返還決定や市会計への収入処理を行わず、生活福祉課長名義の普通預金口座等に保管していたもの。

生活保護所管課（当時・地域福祉課）の会議において、平成19年8月に、過去2年余り収入申告を行わなかった被保護者に対して、約630万円の保護費を返還させることとし、5年間の分割納付を認める方針を立てた。

しかしながら、当該職員は正式な返還決定処理を行うことを担当職員に対して明確に指示せず、これを遅らせた。

その後、当該査察指導員の異動後も適切な引継や指示が行われなかったが、当該被保護者からは平成19年9月以降、平成24年8月に納付が完了するまで、毎月定期的に返還が行われ、受け取った現金は生活福祉課長名義の普通預金口座や生活福祉課所管の黒カバンに保管され続けていた。

平成24年5月に、黒カバンの点検により返還金の存在が明らかになり、同年10月、正式に返還決定が行われ、同月、市会計に収入された。

【事案3】生活保護費不正支出事件

平成13年10月から平成23年3月まで生活保護所管課に所属していた元職員・宮本昌浩（平成25年10月29日に懲戒免職処分）が、経理事務を担当していた職員が産前・産後休暇及び

育児休暇を取得した平成21年1月から平成23年3月までの間に、従来担当していた電算システム担当に加え、経理事務を担当することにより、その立場や権限を利用して不正な経理事務を行い、約2億6,600万円もの生活保護費を横領していたもの。

宮本昌浩の横領に際しては、管理監督職員の職員の管理や公金の管理のあり方、生活保護システムの決定権限の管理の与え方、領収書の作成や担当の割り振り方などがそれぞれ一定の原因と考えられるなか、資金前渡職員であり、支出命令決裁権者である担当課長が伝票に添付の帳票類について特段の点検を行っていなかった「事務懈怠」、担当主幹の「生活保護費の立て替え」、及び、担当ケースワーカーによる「金抜領収書の作成」が判明したほか、課内に大量（約500個）の印鑑が保管されていたことが明らかになった。

【事案4】生活保護費不適正処理事案

平成13年4月～平成24年3月の間、生活保護業務を担当していた職員（広報広聴課主査、45歳、男）が、被保護者が生活福祉課の窓口で生活保護費を受け取りに来なくなったにも関わらず、本来行うべき状況の確認や停止処理を怠るなどした3件のケースについて、生活福祉課に所在する印箱の印鑑を使って、保護費を受け取っていたかのように領収書（約70枚）を偽造し、支払われた保護費を生活福祉課所管の通帳・現金等一時保管用黒カバンに保管し続けていた。

一方、平成24年4月、当該職員は黒カバンに当該保護費を保管したまま整理することなく広報広聴課に異動した。同年5月、生活福祉課統括主幹、主幹の両名によって黒カバンの整理作業が行われ、現金や通帳などが多数発見された。

統括主幹は同月、返還金や預かり金など明らかになった金額については、上司の課長に報告を行い、適切に処理を行った。しかし、不明金約240万円について、統括主幹、主幹の両名は、課長に報告せず、統括主幹の判断により、主幹の事務机の中で保管し、その後調査を行うことなく放置したもの。

同年8月、生活福祉課職員により、当該職員が使用していた書類保管庫の中から、多数の封筒と現金約30万円が発見される。すぐさま主幹に報告されたが、その報告を受けた統括主幹は課長に報告せず、同じく主幹の事務机の中に保管することを判断し、その後調査を行うことなく放置したもの。

【事案5】収入認定に係る不適正処理事案

平成20年4月以降、生活保護業務を担当している生活福祉課職員（主査、45歳、男）が、被保護者の平成20年度の課税調査による前年収入の確認作業の中で、その調査結果が平成19年の被保護者からの収入申告とほぼ同額であると誤認し、調査を終了した。

当該職員は、平成21年度の課税調査において、前年収入が平成20年の収入申告額を上回っていることを確認し、また、前年度の調査結果に誤認があったことにも気がついたが、更なる収入申告を強く求めることなく、被保護者からの収入申告を追認した。

さらに、当該職員は、平成22年度、平成23年度の課税調査においても、同様の処理を行った。

結果、不適正な収入認定を行うことにより、被保護者への過支給が生じたが、返還金の適正化を目的とした課税調査の徹底による取組みにより、後任の職員が上述の状況を発見し、被保護者から更なる収入申告を求め、平成25年12月、過支給分の返還を決定した。